

令和元年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和元年9月26日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 松崎 栄二 君
10番 丸 昭 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
13番 黒川 民雄 君	14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋 元 君	副市長 竹下 正男 君
教育長 岩瀬 好央 君	総務課長 酒井 清彦 君
企画課長 軽込 一浩 君	財政課長 齋藤 恒夫 君
税務課長 植村 仁 君	市民課長 岩瀬 由美子 君
高齢者支援課長 大森 基彦 君	福祉課長 吉清 佳明 君
生活環境課長 神戸 哲也 君	都市建設課長 山口 崇夫 君
農林水産課長 平松 等 君	観光商工課長 高橋 吉造 君
会計課長 土屋 英二 君	学校教育課長 岡安 和彦 君
生涯学習課長 長田 悟 君	水道課長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 渡辺 茂雄 君	議事係 長 原 隆宏 君
----------------	--------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第19号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第21号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算

(産業厚生常任委員長)

議案第20号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の制定について

議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

請願第4号 太陽光発電設備の規制および自然や景観を守る条例制定の請願

(決算審査特別委員会)

議案第26号 決算認定について

(平成30年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第27号 決算認定について

(平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第28号 決算認定について

(平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第29号 決算認定について

(平成30年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第30号 利益の処分及び決算認定について

(平成30年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第31号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第32号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第33号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第34号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第35号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第36号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議案第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

第4 各常任委員会の所管事務調査について

開 議

令和元年9月26日（木） 午前10時開議

○議長（黒川民雄君） ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第19号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第21号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○総務文教常任委員長（戸坂健一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第19号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第21号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算、以上4件につきましては、議案第19号は、賛成多数で、議案第21号、議案第22号及び議案第24号、以上3件については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたし

ます。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第21号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての採決ですが、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員会の報告後に採決いたします。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第24号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第20号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の制定について、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、請願第4号 太陽光発電設備の規制および自然や景観を守る条例制定の請願、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月19日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第20号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の制定について、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第4号 太陽光発電設備の規制および自然や景観を守る条例制定の請願につきましては、請願者に説明を求め、審査を行った結果、賛成多数で採択と決定しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（黒川民雄君） これより、議案第20号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第22号 勝浦市立幼稚園使用料条例及び勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第23号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第25号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、請願第4号 太陽光発電設備規制および自然や景観を守る条例制定の請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、請願第4号は、採択と決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第26号ないし議案第30号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、議案第26号ないし議案第29号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第30号は利益の処分及び決算認定についてであります。本案に関し、委員長の報告を求めます。末吉決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 末吉定夫君登壇〕

○決算審査特別委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、本決算審査特別委員会に付託されました議案第26号ないし議案第29号、以上4件の決算認定について、議案第30号 利益の処分及び決算認定について、以上5件の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当決算審査特別委員会は、去る9月20日及び24日の2日間、付託議案を審査するため、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第26号については賛成多数で、議案第27号ないし議案第30号、以上4件については、全員賛成でお手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ認定、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、本決算審査特別委員会における審査の過程におきまして、各委員から質疑、意見等があり、その主なものを申し上げますと、まず、一般会計歳入歳出決算歳入では、ふるさと応援寄附金についてただしたところ、新しい返礼品のアイデアを、コト消費を中心に掘り出して探したい、また、市長もふるさと納税等をトップセールスしていくとの答弁がありました。

次に、歳出については、健康マイレージ事業の内容についてただしたところ、平成30年度は、付与したポイントは3,714ポイント、延べ人数2,910人、現在、特定健診、各種がん検診に対し行っているが、市が主催する健康教室等の参加者へのポイント付与を検討しているとの答弁がありました。

道の駅整備事業の白紙撤回による基本設計等業務委託料についてただしたところ、成果物としては予定地に建てるための内容であるが、今後観光基本計画の見直し等、市の発展のために活用したいとの答弁がありました。

特別支援教育支援員配置事業についてただしたところ、学校の要望を受け合計21名配置され、支援員の評価については、採用面接時に、資質、適正と学校の具体的な要望に基づいたマッチングを考慮して任用している。任用後は前期9月、後期3月に学校より勤務実績、評価、成果等についての提出を求めている。資質向上に向けては、研修会等に参加をさせているとの答弁がありました。

芸術文化交流促進事業、キュステの広報についてただしたところ、情報誌、新聞への掲載、チラシ掲載配布においては広報誌への掲載、市内、夷隅郡内、鴨川市の全児童、公民館、文化センターへの配布、また郵送を希望する市外在住の方へ月1回、約800通を送付している。SNSの活用として、フェイスブックとラインを行っているが、合計登録者数は880名であるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計では、実質収支に関する調書について、歳入歳出差引額である実質収支額が前年度と比較して減少した要因についてただしたところ、前年度決算の剰余金処分として3,000万円を基金に積み立てたこと、過年度分の国庫負担金等の返還金が例年に比べ高額であったこと、平成30年度に税率引き下げを行ったことにより、税込で不足する部分を留保財源で補填したことが要因との答弁がありました。

次に、水道事業会計では、監査委員の意見書の中に水道未普及地への対応等の課題に取り組む必要があるため、現在の料金体系では、必要な収入を確保することが困難な状況にあり、非常に厳しい経営環境が続くものが見込まれるとあるが、水道未普及地域の解消と現状についてただしたところ、未普及地の解消については、後期基本計画、実施計画の中で、解消に努めることが位置づけられ、平成24年度から始め、残された地区は12地区、今年、杉戸と芳賀が終われば10地区になる。なお、加入率が低く、加入率アップの対応に努めるとの答弁がありました。

次に、総括質疑では、子育て支援の充実として、認定こども園の開園時間を午後7時まで延長することについての市長の見解をただしたところ、保育士の職場環境、保育士の数の問題を含め、工夫が可能であれば延長していきたい、日曜開所までつなげるため保育士の数を検証して、子育て世帯の期待に応えたいとの答弁がありました。

以上で、決算審査特別委員長報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾議員。

○8番（寺尾重雄君） 決算認定の議案第26号 一般会計歳入歳出、委員長報告の中で道の駅整備事業、基本設計の委託業務、この成果を私も質疑で質問した中、測量計画、土地収用と、3つの件を企画課長は言われたのですが、その中で、その基本計画を実施委託した中、それをもとに観光にこれから使っていきたい。そして、質疑の中で、その成果表はどうなっているのかというものもあったのですが、それについて委員長にお伺いしたい件は、この質疑内容としてどういうことがあったのか、お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。末吉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（末吉定夫君） ただいまの質問ですけれども、今回、決算委員会では寺尾委員が質疑をしたというような形の、同じような内容の質疑がありますが、私が先ほど登壇してお話したように、今後観光基本計画の見直し等、市の発展のために活用したいという答弁でありました。特にほかには答弁はございませんでした。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○8番（寺尾重雄君） 今の委員長の内容ですと、観光に今後活用していきたいと、実際に成果がどういうもので、どのように使われたか、私も再三言う中で、そういう質問はなかったのかという件と、観光に使っていくにはそれなりの成果を議員のほうに報告する義務もあって、そういうものが本当になかったのか。実際、測量計画、土地収用ということで本会議では言われているんですけど、それを最後お伺いしたいんですけど、今の話の中では観光に使っていくんだという話しか聞いてないんですけど、その内容はどういう内容で質問されたのか、また、あと、どのような回答があったのか、その辺の内容的なものをお願いしたい。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。末吉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（末吉定夫君） ただいまの質問ですけれども、今、質問者の言ったような質疑や答弁はなかったと思っています。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○8番（寺尾重雄君） 委員長、私も同僚議員がこの後反対討論する中で、その内容的なものはちらっと私なりにも聞いているんですけど、事実、執行部が誠意をもってこれに対処しているのかどうかという問題もあるわけなんです、当時から。その内容は観光のために使うというのであれば、今後それは行政のほうにお願いし、それはきちっと出してもらわなければいけないんですけども、あえて委員長からその辺のことを保護するような話で私は聞き取ってしまったのですが、その話は土地収用の件でしか出てないという話であるんです。その質疑を委員長に聞いても言っていただけない。ただ、土地収用の問題だけであれば、この2千百何十万の金の使い道は、行政のほうでも前段階で、県との土地収用に関する収用法に関して、書類はコンサルタントに頼まなくてもつくれたのではないかという私の見解をもって、委員長には同じような答弁しかしていただけないと思いますので、これを皆さんに聞いていただくためにも、あえてここで声を大にして言っておきます。問題は今後引き継ぐ問題だと思うのです。全体的に3,400万円近いお金が使われ、それが成果が観光にどのように使われるかという方向で、企画課長も言われているんでしょうけど、委員長には同じような答弁で繰り返されるとと思いますので、もし違うのであれば、答弁をお願いします。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。末吉決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（末吉定夫君） 確かに質問者のおっしゃることは、実際に委員会ではそんな

に詳しいことは出なかったはずですが、しかしながら、係のほうから一生懸命それに対処しているという感じは重々受けられましたということでございました。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。鈴木克己議員。

〔1番 鈴木克己君登壇〕

○1番（鈴木克己君） 私からは、決算審査特別委員長報告を受けて、議案第26号 決算認定について、これに対し同意できない旨を表明し、反対討論を行います。

平成30年度勝浦市一般会計歳入歳出決算、歳入におきましては、その根幹をなす市税において、平成28年度から導入した徴税指導員や県との合同により、合同競売やインターネット競売により滞納整理に果敢に取り組み、滞納繰越分の徴収率を平成29年度と比較し、大幅に引き上げたことは評価できるものであります。

また、ふるさと応援寄附金についても、返礼品への総意工夫等が見られ、歳入増加に寄与していることは評価に値すると思います。

しかしながら、歳出において、全体の事業は、勝浦市総合計画第3次実施計画及び勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業を基本として予算編成を行い実施してきたことは、決算状況の中で確認できますが、総務費において勝浦市の地方創生の中心的事業と位置づけ、平成28年度から取り組んできた松野地先への道の駅整備事業は、平成29年度の基本計画策定業務に続き、平成30年度の道の駅整備基本設計業務委託事業の途中において、市当局の一方的な判断で事業そのものを白紙撤回するとの暴挙に出ました。

白紙撤回の理由として、学校施設へのエアコン設置が急務となったこと、道の駅の設置計画場所となっている国道松野バイパスの一部は開通したものの、第1工区である白井久保地先から松野までの建設見通しが立たないことが理由であるとのことでした。

しかしながら、同時期に行われていた道の駅建設計画の再検討を求める市民の署名活動、この市民署名活動の動向がかなり影響しているものと考えています。

高額な建設費が問題となっている中での追及に対し、当時の市長は、一度精査し、検討するとの態度でしたが、何ら検討なしに一方的な判断によって白紙撤回したことにより、2,131万9,200円の業務委託料が全くの無駄となってしまいました。

決算委員会においてこの書類審査を行い、この委託事業に関する一連の書類を審査確認する中で、この平成30年度の委託事業の内容が改めてわかりました。今後活用すると言っている内容については、先ほども委員長からの答弁があり、観光事業で活用していくんだということがあったということですが、全く活用できないと私は断定します。

委託した事業は、予定地である土地が全て農地であることから、その土地を農地転用するため、そして地権者から購入するために、しかも高額で、その方策をするための土地収用に関する計画書づくりのための費用だったということが判明しました。この計画は、この土地を今後市が利用するときが来なければ、何の利用価値もないものとなっています。委託事業により作成した基本計画は、今後の同様な事業で実施し、観光事業への参考として活用すると言いわ

していますが、さきに述べたとおり、これを活用する機会は皆無であり、この決算を認めることはできません。当時の責任者に対し、賠償を求めることも考えなくてはなりません。

次に、土木費の社会資本整備総合交付金事業について、この交付金事業により勝浦荒川線の道路改良工事を行っていますが、この工事については、太陽光発電所建設に絡んだ大きな問題を含んでいる工事箇所でありました。平成30年当時の市長は、このことに対し、全く聞く耳を持たず、予算計上し、工事に着手しております。市議会で予算を決議したことは事実ですが、市としての対応には大きな疑問が残っています。

また、人家がなく、歩く人はほとんどいないと言っていいくらいの場所であるにもかかわらず、必要以上に広い幅員3メートルの歩道も設置しています。交付金活用とはいえ、歩道の設置が絶対必要かという質問に対して、必ずつけなければならないというものではないが、これまで改良してきた荒川線の状況から今回の設定になったということでもあります。交付金を活用するからと言っても、交付金自体も国民の税金です。その適正な判断があったとはいいがたい設計と断ぜざるを得ません。

さらには、道路用地として必要のない法面までも寄付を受け、今後の維持管理を市が行うことになるのは必然的です。今後の法面管理については、日常管理は事業者側で管理するようにとのことで、協議するとのことですが、それは当然のことですし、余りにも事業者側に便利を図ったこの道路問題については、問題が多くあり、この道路建設に対する決算に同意ができません。

次に、教育費、体育施設の市営野球場整備について、当初予算では不動産鑑定評価業務委託料88万4,000円及び敷地確定測量業務委託料1,728万円が計上され、平成28年度に策定した市営野球場建設工事基本計画に基づき、北中学校跡地利用として事業を推進することが決定し、そのための予算計上であったものが、平成30年度開始早々、教育長も就任して間もない4月10日の庁議で決定したとの理由で、その事業そのものを先送りし、3月議会で決定した平成30年度当初予算の事業を全面的に白紙としました。

その後9月議会補正予算で、野球場整備事業工事費として、体育用倉庫設置事業に57万9,000円、野球場整備工事費2,621万2,000円が計上されましたが、野球場の整備工事は9月補正予算の計上時に説明した工事が行われておらず、現場における対応で変更したとして、予算内での別の工事を実施したことが判明しております。そもそも当初予算に計上してあるにもかかわらず、基本計画に基づき、これから事業に着手することを取りやめた理由が、道の駅事業に莫大な予算がかかることとなり、野球場整備に対する予算の確保ができなくなったとのことで、道の駅事業を最優先することからでありました。このことは、市全体にとって重要な変更であるにもかかわらず、議会決議を無視し、一方的に庁議で決定したとの説明には議会を軽視するものであり、到底承認できるものではありません。

以上のことから、平成30年度決算については、これを認定することについて、反対することを表明します。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。岩瀬洋男議員。

〔12番 岩瀬洋男君登壇〕

○12番（岩瀬洋男君） 私は、議案第26号 決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

歳入の根幹である市税収入は、多少の伸びはあったものの、地方交付税については減少とな

るなど、引き続き厳しい財政状況の中、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第3次実施計画並びに地方創生総合戦略に関する施策等を実施するなど、限られた財源の効率的な執行に留意し、各種事業が展開されたものと考えます。

主なものとして、子育て支援・教育環境の整備では、認定こども園整備事業や子ども医療費助成事業及び多子世帯保育所保育料助成事業等を実施したほか、勝浦中学校にプールを建設するとともに、無線LANの設置も行うなど、さらなる教育環境の整備が図られたところであります。

そのほか、防災・災害対策として、災害用物資等備蓄事業や避難路整備事業等の実施に加え、生活基盤整備として、社会資本整備総合交付金事業等による市道改良事業など行政全体にわたる施策事業の推進により市民福祉の維持向上に努められ、大いに評価できるものであります。

なお、監査委員の意見書においても、市制60周年の節目の年として、市の魅力や資源を再認識し、未来に向けて発展を図る飛躍の年とするため行政各般にわたる施策事業に努力されたことが認められる旨、付記されております。

以上のことから、議案第26号の決算認定については、賛成すべきものであります。皆様方の賛同をお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 決算認定について、平成30年度勝浦市一般会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、議案第26号は、認定することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第27号 決算認定について、平成30年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、認定することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第28号 決算認定について、平成30年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、認定することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第29号 決算認定について、平成30年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、認定することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第30号 利益の処分及び決算認定について、平成30年度勝浦市水道事業会計決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを可決及び認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第30号は、可決及び認定することに決しました。

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（黒川民雄君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 日程第2、議案を上程いたします。議案第31号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第32号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第33号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第34号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第35号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第31号から議案第35号までの勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年9月30日をもって任期満了となる勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員5名の後任について、次の方々に委員を委嘱したく、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会

条例第5条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

初めに、議案第31号についてであります。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に、引き続き、樋口貴之氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

樋口貴之氏の経歴を申し上げますと、千葉大学大学院専門法務研究科を平成21年3月に卒業し、同年9月に新司法試験合格、司法研修所における司法修習を経て、平成22年12月に弁護士として開業、同月から藤井・滝沢綜合法律事務所に入所、その後、平成29年7月に、かなで法律事務所を開設し、現在に至っております。そのほか、千葉県弁護士会消費者問題委員会委員、千葉県弁護士会高齢者・障がい者支援センター副委員長などを務められております。この間、平成28年10月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第32号についてであります。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に、引き続き、忍足邦昭氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

忍足邦昭氏の経歴を申し上げますと、昭和45年3月に明治大学法学部を卒業後、同年4月に茂原市役所に就職し、平成11年4月から、企画財政部次長兼財政課長を務め、以来、監査委員事務局長、教育委員会教育部長を歴任され、平成16年6月に退職されております。その後、平成17年4月から2年間行政相談委員を、また、平成19年5月から勝浦市議会議員を1期、平成25年10月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第33号についてであります。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に、新たに渡邊宗七氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

渡邊宗七氏の経歴を申し上げますと、昭和54年3月に千葉大学教育学部を卒業後、同年4月に、勝浦市立又新小学校の教諭として奉職以来、各教育関係機関等を経て、平成19年4月から勝浦市教育委員会教育課長、平成22年4月から勝浦市立興津小学校校長、平成25年4月から千葉県総合教育センターカリキュラム開発部長、平成27年4月からいすみ市立大原小学校校長を歴任され、平成29年3月に退職されております。また、同年4月からは勝浦市学校教育指導員として勤務され、現在も務められております。

次に、議案第34号についてであります。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に、新たに大鐘裕之氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

大鐘裕之氏の経歴を申し上げますと、昭和55年3月に駒澤大学法学部を卒業後、同年4月に勝浦市役所に就職、平成24年11月から介護健康課長を務め、以来、議会事務局長を歴任され、平成29年3月に退職されております。また、同年4月からは社会福祉法人勝浦市社会福祉協議会事務局長として勤務され、現在も務められております。

次に、議案第35号についてであります。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に引き続き、黒川道子氏を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

黒川道子氏の経歴を申し上げますと、昭和59年3月に東海大学大学院修士課を修了後、同年4月に国際武道大学体育学部助手として採用され、以来、平成11年4月から体育学部助教授に、平成19年4月から体育学部准教授に、平成20年4月からは体育学部国際スポーツ文化学科の副学科長を務められております。この間、平成19年6月から本年5月まで勝浦市都市計画審議会委員を、平成25年10月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

以上、5名の方々は、人格及び識見において、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会の委員として適任であると考えます。

なお、任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第31号から議案第35号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号ないし議案第35号、以上5件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号ないし議案第35号、以上5件については正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第31号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第31号は、これに同意することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第32号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、これに同意することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第33号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、これに同意することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第34号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、これに同意することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第35号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は、これに同意することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第36号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第36号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市教育委員会委員鈴木幸代氏が令和元年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、鈴木幸代氏を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

鈴木幸代氏の経歴を申し上げますと、昭和51年3月に立正女子大学を卒業後、同年4月に勝浦市立勝浦小学校の教諭として奉職以来、勝浦市立新戸小学校、勝浦市立豊浜小学校、鴨川市立西条小学校、夷隅町立千町小学校を経て、平成21年4月からいすみ市立東海小学校教頭、平成23年4月から勝浦市立上野小学校校長を歴任され、平成26年3月に退職されました。

また、平成27年10月に勝浦市教育委員会委員に就任され、現在も教育委員会委員を務められており、その人格と見識は、教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第36号 勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。松崎栄二議員。

〔9番 松崎栄二君登壇〕

○9番（松崎栄二君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、採決の正確性及び、議員個々の賛否の公表にも対応できるよう、電子表決システムを運用するにあたり、勝浦市議会会議規則の所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容につきましては、起立にかえて、電子表決システムの賛成、反対ボタンを押すことにより表決をとることができるよう、規則第70条を改正するものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、発議案第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。戸坂健一議員。

〔5番 戸坂健一君登壇〕

○5番（戸坂健一君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなります。しかし、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであること

から、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（黒川民雄君） 日程第4、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元へ配付の閉会中の継続審査申し出書のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって令和元年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第19号～議案第36号の総括審議
1. 発議案第3号～発議案第4号の総括審議
1. 各常任委員会の所管事務調査について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員